

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて（合意）」（平成16年3月10日与党年金制度改革協議会）等を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金福祉施設等を廃止・譲渡することとし、そのために必要な業務を行った。</p> <p>①年金福祉施設等の廃止・譲渡</p> <p>具体的には、平成17年10月に設立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」において、施設の廃止・譲渡を平成22年9月までに進めることとしており、設立時に288施設の出資を行った。</p> <p>（参考）</p> <p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）においては、平成17年度事業実績として、落札物件数9件・落札価格約62億9千万円となっている。</p> <p>なお、機構のホームページについては、http://www.rfo.go.jpを参照。</p> <p>②社会保険病院の見直し</p> <p>一方、社会保険病院の見直しについては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第3項第1条の規定を受けてとりまとめた「社会保険病院の在り方を見直しについて」（平成14年12月25日厚生労働省方針）に基づき、それぞれの病院に策定させた経営改善計画（平成15年度を初年度とする3カ年計画）に基づく取組を各病院において進めている。</p>

(参考)

社会保険病院（53ヶ所）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入院延べ患者数（千人）	4,449	4,373	4,222
外来延べ患者数（千人）	8,636	8,415	8,164
健診等延べ実施者数（千人）	1,604	1,642	1,653
赤字施設数	17	3	2
黒字施設数	35	50	51
当期剰余（千円）	2,062,123	2,920,086	7,297,884

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
ホームページアクセス数	件	8,019,374	22,530,412	39,229,035	53,921,866	60,932,277	55,000,000

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。</p>	<p>社会保険事業に関する広報については、新聞、地域情報紙、インターネット、雑誌等のメディアを通じて、効果的な広報の実施に努めた。</p> <p>①年金週間及び年度末の年金広報 年金広報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年10月から11月までの間において「公的年金制度の基礎的事項の周知」等をテーマとした「年金週間」の広報（「年金週間」の取扱いについて）（平成10年6月1日庁文発第1739号） ・平成18年2月から3月までの間において「翌年度の制度改正内容の周知」等をテーマとした「年度末の年金広報」 <p>を新聞等のメディアを通じて実施するとともに、チラシ等の市町村及び事業主への配布、市町村が発行する広報紙（誌）への記事掲載依頼を行い、制度内容の周知を積極的に実施した。</p> <p>また、実施に当たっては、前年度に実施した広報の効果測定（メディア接触率、政策・事業の周知率、理解度及び共感度等についてアンケート調査を実施）を参考として計画を策定することにより効果的・効率的な広報に努めるとともに、実施後において、次回以降の広報計画策定のための基礎資料とするための効果測定を実施した。</p> <p>②社会保険ホームページの充実 社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）は、平成17年度には年間6千万件のアクセス数に達する重要な広報媒体となった。平成17年度は各種の情報提供を充実するとともに、携帯電話版ホームページでの年金額簡易試算、英語版ホームページ、年金広報の動画によるインターネット番組（ねんきんweb）、ID・パスワード方式での年金個人情報提供サービスなどを開始した。</p>

③総合パンフレット等の作成

国民年金制度の内容をわかりやすく解説した「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」を作成し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用した。

④口座振替等の周知

口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等の周知については、「年金週間」、「年度末の年金広報」における広報のほか、国民年金保険料の納付案内書へのチラシの同封、社会保険庁ホームページでの広報、各種通知等の裏面に周知文を掲載するなどの広報を実施した。

⑤国民年金委員、社会保険労務士等の協力による周知・理解の促進

年金制度の周知・理解の促進を図るため、国民年金委員による自治会等の会合での年金制度の説明・相談や広報資料の配布・回覧等の活動や、社会保険労務士を対象とした研修を実施した。

(注) 国民年金委員・・・1(4)の(注)を参照。

⑥平成17年9月、政管健保の検認時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付した。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(2) 年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
生徒を対象とした年金セミナー実施校数	校 (延べ数)	2,932	3,017	3,170	3,616	4,722	—
生徒を対象とした年金セミナー実施率	%	17.6	18.1	19.1	21.9	28.7	25
年金研修の実施事業所数	事業所	7,133	7,173	7,972	6,930	6,508	8,668

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (2) 年金教育の拡充を図る。 【数値目標】 生徒に対する年金セミナーの実施率： 全中学・高校数の25%以上</p>	<p>①生徒に対する年金セミナーの充実 中学・高校の生徒を対象とした年金セミナーの拡充を図るため、各社会保険事務局に設置した年金教育推進協議会を活用し、各都道府県教育委員会、県教育局、県総務部学事課及び市町村教育委員会へ協力の要請を行った。 また、年金教育で使用する教員用の手引書について、平成16年度において現場の意見を反映した内容に改定した生徒用副読本の内容と連動するよう平成17年度において改定するとともに、年金セミナーをカリキュラムに組み込むことが困難な学校用として、副読本の要点をまとめたチラシを作成し、授業時間の一部やホームルーム等で生徒に対する年金教育が実施できるよう措置した。 このような取組により、生徒に対する年金セミナーの実施率については、平成16年度の21.9%から、平成17年度は28.7%に上昇し、目標を達成した。</p> <p>②事業所における研修の実施 一方、事業所内における研修については、「事業所内における研修等の促進について」（平成6年2月8日社業発第6号）通知に基づき、被保険者の年金制度に対する理解を深めるため、事業所内の退職予定者、新規採用者を対象に年金研修を実施した。 なお、本事業については、社会保険委員に対する講習会等の実施及び企業内研修等に活用するための研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載等により効果的な実施を図ることとしたため、平成17年度をもって廃止した。 （注）社会保険委員・・・社会保険の適用・給付・保険料その他の事項について積極的に指導及び相談を行い、社会保険事業の周知徹底及びその円滑な運営を図ることを目的として無償で活動を行っている民間協力者をいう。</p>

③公開講座の実施

年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するため、地方社会保険事務局主催の公開講座を 3 社会保険事務局（山口、埼玉、熊本）において平成 18 年 2 月に実施した。

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(3) 年金個人情報の提供の充実を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	件	—	—	56,073	147,450	80,499	—
被保険者記録の事前通知件数	件	—	—	102,175	1,224,815	1,770,941	1,630,000
年金見込額の提供件数	件	—	—	—	704,019	1,133,703	—
年金加入状況の通知件数	件	—	—	—	—	12,019,208	—
裁定請求書（ターンアラウンド方式）の事前送付件数	件	—	—	—	—	553,367	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (3) 年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>①58歳到達者に対する年金加入記録及び年金見込額のお知らせ 平成15年度末より、58歳に到達した者に対し、順次「年金加入記録のお知らせ」を送付し、年金加入記録を事前に確認していただくことにより、年金裁定に要する期間を短縮できるよう努めるとともに、年金見込額の提供を希望する方には、老齢基礎年金や老齢厚生年金の額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付しているところであるが、平成17年度においては、58歳到達者への被保険者記録のお知らせを177万1千件送付し、そのうち希望があった113万4千件に年金見込額のお知らせを送付した。</p> <p>②年金加入記録をあらかじめ記載した裁定請求書の事前送付 平成17年10月からは、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方について、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付している。</p> <p>更に、60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付している。</p> <p>(平成17年10月～平成18年3月までの送付件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「裁定請求書（ターンアラウンド用）」 553,367件 ・「裁定請求のご案内（はがき）」 102,808件 ・「年金加入期間の確認のご案内（はがき）」 98,217件

③社会保険料控除証明書及び前年1年間の保険料納付記録等の通知

なお、所得税法の改正に伴い、平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、保険料支払いの証明書類の添付が義務づけられたことから、平成17年度より、「社会保険料控除証明書」を通知するとともに、当該証明書の裏面を活用し、平成20年度から導入されるポイント制（ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金見込額を定期的に通知）に先立ち、国民年金第1号被保険者に対し、前年（平成16年）1年間の保険料納付記録等の通知を実施したところである。

④インターネットを活用した年金個人情報の提供

平成18年3月より年金見込額試算の対象年齢を55歳以上から50歳以上に引下げ、対象者を拡大するとともに、年金加入記録の照会については、ID・パスワード認証方式によりインターネットを活用した即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図ったところである。

・ホームページでの年金見込額試算受付件数（平成18年3月～6月）

50歳～54歳 24,339件

55歳以上 29,737件

・IDパスワードの申込み件数（18年3月～6月）

116,135件

平成17年度に達成すべき目標	5. 広報、情報公開、相談等に関する事項
	(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金相談者数（来訪相談者数）	千人	—	7,826	8,587	8,347	7,444

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）																											
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。</p>	<p>年金相談については、全国312カ所の「社会保険事務所」、全国63カ所（平成17年度末）の「年金相談センター」、全国23カ所の「年金電話相談センター」及び「社会保険業務センター中央年金相談室」において、来訪、電話、文書による年金相談を行っている。</p> <p style="text-align: center;">年金相談件数（平成17年度）</p> <table border="1" data-bbox="833 555 2092 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>来訪相談</th> <th>電話相談</th> <th>文書相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険事務所 (312カ所)</td> <td>6,276,613件</td> <td>2,908,472件</td> <td>70,810件</td> </tr> <tr> <td>年金相談センター (63カ所・17年度末)</td> <td>1,154,209件</td> <td>107,694件</td> <td>1,177件</td> </tr> <tr> <td>年金電話相談センター (23カ所)</td> <td>—</td> <td>3,050,174件</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)</td> <td>13,368件</td> <td>1,146,561件</td> <td>49,553件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,444,190件</td> <td>7,212,901件</td> <td>121,540件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 社会保険事務所の電話相談及び文書相談件数については、推計値である。</p> <p>また、年金相談の充実を図るため、「緊急対応プログラム」及び「業務改革プログラム」に基づき、次の取り組みを実施した。</p> <p>①相談時間の延長、休日相談等 ア お盆前の相談時間の延長等 平成17年8月8日（月）から12日（金）までのお盆前の5日間について全ての社会保険事務所及び一部の年金相談センターで相談受付時間を午後7時まで延長、また、8月13日土曜日を開庁し、年金相談を実施した結果、平日5日間で午後5時以降2,145人、8月13日（土）には3,165人の来訪者があった。</p>					来訪相談	電話相談	文書相談	社会保険事務所 (312カ所)	6,276,613件	2,908,472件	70,810件	年金相談センター (63カ所・17年度末)	1,154,209件	107,694件	1,177件	年金電話相談センター (23カ所)	—	3,050,174件	—	社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	13,368件	1,146,561件	49,553件	合計	7,444,190件	7,212,901件	121,540件
	来訪相談	電話相談	文書相談																									
社会保険事務所 (312カ所)	6,276,613件	2,908,472件	70,810件																									
年金相談センター (63カ所・17年度末)	1,154,209件	107,694件	1,177件																									
年金電話相談センター (23カ所)	—	3,050,174件	—																									
社会保険業務センター 中央年金相談室(1カ所)	13,368件	1,146,561件	49,553件																									
合計	7,444,190件	7,212,901件	121,540件																									